地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5	8 1

令和８年度　都市計画税に関する調

第51表　都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分	行番号	(1) 市町村の面積（千㎡）	(2) 市街化区域（千㎡）A	(3) 市街化調整区域（千㎡）B	(4) その他（千㎡）C	(5) 計（A＋B＋C）（千㎡）
課税区域の面積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都市計画区域の面積	0 2 0	甲 20,460	オ	カ	キ 20,460	ク 20,460

区分	行番号	(6) 都市計画区域の指定の有無	(7) 市街化区域等の設定の有無	(8) 都市計画税の課税の有無	(9) 都市計画事業の認可の有無
課税区域の面積	9 0 1 1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	乙 1

指定有……「1」　設定有……「1」　課税有……「1」　認可有……「1」
指定無……「2」　設定無……「2」　課税無……「2」　認可無……「2」

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5	8 2

第52表　納税義務者数に関する調

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分		行番号	(1) 総数（人）	(2) 法定免税点未満のもの（人）	(3) 法定免税点以上のもの（人）
土地	個人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家屋	個人	0 4 0	0		
	法人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実数	個人	0 7 0	0		
	法人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5	8 3

第53表　地積及び床面積等に関する調
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 市街化区域	(2) 市街化調整区域	(3) その他	(4) 計
土地の地積（千㎡）	宅地等	宅地	9 010	12	24	34	45 シ 57 0
		その他	020				ス 0
		小計	030	0	0	0	セ 0
	農地		040	ソ			タ 0
	計		050	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0
家屋の床面積（㎡）	木造家屋		060				0
	木造以外の家屋		070				0
	計		080	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0
土地の筆数（筆）	宅地等	宅地	090				ネ 0
		その他	100				ノ 0
		小計	110	0	0	0	ハ 0
	農地		120	ヒ			フ 0
	計		130	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0
家屋の棟数（棟）	木造家屋		140				0
	木造以外の家屋		150				0
	計		160	ミ 0	ム 0	メ 0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	5	4

第54表　決定価格及び課税標準額に関する調
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分					行番号	(1) 決定価格 市街化区域（千円）	(2) 決定価格 市街化調整区域（千円）	(3) 決定価格 その他（千円）	(4) 決定価格 計（千円）
土地	宅地	住宅用地	小規模住宅用地	個人	010				0
				法人	020				0
			一般住宅用地	個人	030				0
				法人	040				0
		非住宅用地	個人非住宅用地		050				0
			法人非住宅用地		060				0
		小計			070	0	0	0	0
	農地				080				0
	その他				090				0
	計				100	0	0	0	0
家屋	木造家屋				110				0
	木造以外の家屋				120				0
	計				130	0	0	0	0
合計					140	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	5	4

第54表　決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分					行番号	(5) 課税標準額 市街化区域(千円)	(6) 課税標準額 市街化調整区域(千円)	(7) 課税標準額 その他(千円)	(8) 課税標準額 計(千円) A	(9) 実定税率 B	(10) 調定見込額 A×B(千円)
土地	宅地	住宅用地	小規模住宅用地	個人	0 1 1				ン 0		
				法人	0 2 1				あ 0		
			一般住宅用地	個人	0 3 1				い 0		
				法人	0 4 1				う 0		
		非住宅用地	個人非住宅用地		0 5 1				え 0		
			法人非住宅用地		0 6 1				お 0		
		小計			0 7 1	0	0	0	か 0		
	農地				0 8 1	き			く 0		
	その他				0 9 1				0		
	計				1 0 1	0	0	0	0		
家屋	木造家屋				1 1 1				0		
	木造以外の家屋				1 2 1				0		
	計				1 3 1	0	0	0	0		
合計					1 4 1	け 0	こ 0	b 0	0	%	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5	5 8

第55表　三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
特定市街化区域農地	令和4年度以前参入の市街化区域農地	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	0	0	0	0	0
	令和5年度以後参入の市街化区域農地	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5	8 5

第55表　三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
合計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80 0
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
	計	6 6 0	0	さ 0	し 0	す 0	せ 0
第63表のうち生産緑地に係るもの		6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 5	8 6

第56表　課税標準の特例等に関する調
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等		特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地（千円）	(2) 宅地等 その他（千円）	(3) 農地（千円）	(4) 土地計（千円）	(5) 家屋（千円）	(6) 課税標準の特例率（A）（わがまち特例）（A）	(7) 課税標準の特例率（B）（わがまち特例）（B）	
課税標準の特例により減額となる額	法第702条の2第2項かつこ書の規定による法第702条第2項かつこ書 第9項（日本放送協会）	評価額	1/2	9 0 1 0	12	22	32	42 0	52	62	64 65
		課税標準額		0 2 0				0			
	第10項（日本原子力研究開発機構）	評価額	1/3	0 3 0							
		課税標準額		0 4 0							
		評価額	2/3	0 5 0							
		課税標準額		0 6 0							
	第11項（登録有形文化財等）	評価額	1/2	0 7 0				0			
		課税標準額		0 8 0				0			
	第21項（農業・食品産業技術総合研究機構）	評価額	1/3	0 9 0				0			
		課税標準額		1 0 0				0			
		評価額	1/6	1 1 0				0			
		課税標準額		1 2 0				0			
	第22項（新関西国際空港㈱）	評価額	1/2	1 3 0				0			
		課税標準額		1 4 0				0			
	第23項（信用協同組合等）	評価額	3/5	1 5 0							
		課税標準額		1 6 0							
	第25項（中部国際空港㈱）	評価額	1/2	1 7 0				0			
		課税標準額		1 8 0				0			
	第27項（家庭的保育事業）	評価額	－	1 9 0							
		課税標準額		2 0 0						－	－
	第28項（居宅訪問型保育事業）	評価額	－	2 1 0							
		課税標準額		2 2 0						－	－
	第29項（事業所内保育事業）	評価額	－	2 3 0							
		課税標準額		2 4 0						－	－
	第30項（認定生活困窮者就労訓練事業）	評価額	1/2	2 5 0				0			
		課税標準額		2 6 0				0			
	第32項（量子科学技術研究開発機構）	評価額	1/3	2 7 0							
		課税標準額		2 8 0							
		評価額	2/3	2 9 0							
		課税標準額		3 0 0							
	第33項（世界遺産）	評価額	1/3	3 1 0				0			
		課税標準額		3 2 0				0			

※「課税標準の特例率（わがまち特例）(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	6

第56表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等				特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地（千円）	(1) 宅地等 その他（千円）	(2) 農地（千円）	(3) 土地計（千円）	(4) 家屋（千円）	(5) 課税標準の特例率（わがまち特例）（A）	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例）（B）	(7)
減額となる課税標準の特例（法第702条の3）	法第702条の3	第1項（被災住宅用地等）（法第349条の3の3第1項（同条各項において準用、読み替えて適用される場合を含む）の適用を受けるものに限る）第2項	評価額	2/3	9 330	12	22	32	42 0	52	62	64 65	
			課税標準額		340				0				
			評価額	1/3	350				0				
			課税標準額		360				0				
（災害対策基本法第49条の7第4項に規定する特例による課税標準の減額～計画的な都市等の減災のための都市緑地法等の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）附則第20条第2項に規定する家屋に係る固定資産税の減額）		減額分に相当する課税標準額		1/2減額	370								
課税標準の特例（法附則第16条の4）	法附則第16条の4	（令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等）	評価額	2/3	380				0				
			課税標準額		390				0				
			評価額	1/3	400				0				
			課税標準額		410				0				
（災害対策基本法第49条の7第4項に規定する特例による課税標準の減額～令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例等に関する法律第2条第1項に規定する家屋に係る固定資産税の減額）		減額分に相当する課税標準額		1/2減額	420								
課税標準の特例（法附則第16条の3）	法附則第16条の3	（令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等）	評価額	2/3	430				0				
			課税標準額		440				0				
			評価額	1/3	450				0				
			課税標準額		460				0				

※「課税標準の特例率（わがまち特例）(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表　課税標準の特例等に関する調
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等			特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地（千円）	(1) 宅地等 その他（千円）	(2) 農地（千円）	(3) 土地計（千円）	(4) 家屋（千円）	(5) 課税標準の特例率（わがまち特例） (A)	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例） (B)	(7)
法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる額	法附則第15条第1項	第1項（特定貨物自動車中継輸送施設等）	評価額	1/2	010							
			課税標準額		020							
		第8項（並行在来線に係る譲受固定資産）	評価額	1/2	030				0			
			課税標準額		040				0			
		第12項（PFI公共施設）	評価額	1/2	050							
			課税標準額		060							
		第13項 （都市利便施設）都市再生緊急整備地域（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	評価額	－	070							
			課税標準額		080					－	－	
		第13項 （都市利便施設）特定都市再生緊急整備地域（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	評価額	－	090							
			課税標準額		100					－	－	
		第14項（都市鉄道施設）	評価額	2/3	110							
			課税標準額		120							
		第15項（外資埠頭公社の民営化に係る承継特例）	評価額	1/2	130				0			
			課税標準額		140				0			
			評価額	3/5	150				0			
			課税標準額		160				0			
		第16項（鉄道再構築事業）	評価額	1/4	170							
			課税標準額		180							
		第18項（公益法人が所有する能楽堂）	評価額	1/2	190				0			
			課税標準額		200				0			
		第19項（国際戦略港湾等の荷さばき施設等）	評価額	1/2	210							
			課税標準額		220							
			評価額	2/3	230							
			課税標準額		240							
		第23項（駅のバリアフリー化施設）	評価額	2/3	250							
			課税標準額		260							
		第26項（特定貨物取扱埠頭の港湾施設）	評価額	2/3	270							
			課税標準額		280							

※「課税標準の特例率（わがまち特例）(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等				特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地（千円）	(1) 宅地等 その他（千円）	(2) 農地（千円）	(3) 土地計（千円）	(4) 家屋（千円）	(5) 課税標準の特例率（わがまち特例） (A)	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例） (B)	(7)
法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる額	法附則第15条	第30項	（農地中間管理機構に賃借権を設定した農地）（存続期間10年以上）	評価額	1/2	290				0			
				課税標準額		300				0			
		第31項	（市民緑地）	評価額	－	310				0			
				課税標準額		320				0	－	－	
		第32項	（地域福利増進事業）	評価額	2/3	330				0			
				課税標準額		340				0			
				評価額	3/4	350				0			
				課税標準額		360				0			
		第35項	（浸水被害軽減地区）	評価額	－	370				0			
				課税標準額		380				0	－	－	
		第36項	（滞在快適性等向上施設）	評価額	－	390				0			
				課税標準額		400				0	－	－	
		第40項	（貯留機能保全区域）	評価額	－	410				0			
				課税標準額		420				0	－	－	
		第43項	（道路運送高度化事業）	評価額	1/3	430				0			
				課税標準額		440				0			

※「課税標準の特例率（わがまち特例）(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分 ＼ 地目等				特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地（千円）	(1) 宅地等 その他（千円）	(2) 農地（千円）	(3) 土地計（千円）	(4) 家屋（千円）	(5) 課税標準の特例率（わがまち特例）（A）	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例）（B）	
法附則第15条の3、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例額とされる減額	法附則第15条の3	第2項	（JR北海道・四国に係る特例）（法附則第15条の3の適用のあるものを除く）	評価額	1/2	010	12	22	32	42 0	52	62	64
				課税標準額		020				0			
		第1項	（旅客会社等に係る承継特例）（法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く）	評価額	3/5	030				0			
				課税標準額		040				0			
		第1項	（旅客会社等に係る承継特例）（法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る）	評価額	3/10	050				0			
				課税標準額		060				0			
固定資産税の減額に係る法附則第15条の規定による課税標準の特例額とされる減額			減額分に相当する課税標準額		－	070						－	－
第17改正法附則第8条の規定による令和6年改正法附則第29条の規定による令和7年改正法附則第4条の規定による改正後の法附則第15条第1項の規定による課税標準の特例額とされる減額		第4項	旧法附則第15条第31項（農地中間管理機構に賃借権を設定した農地）（存続期間15年以上）	評価額	1/2	080				0			
				課税標準額		090				0			
		第2項	旧法附則第15条第33項（帰還・移住等環境整備推進法人）	評価額	1/3	100				0			
				課税標準額		110				0			
		第3項	旧法附則第16条の2（平成28年熊本地震に係る被災代替家屋等に対する都市計画税の減額）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	120							
		第4項	旧法附則第16条の3（平成30年7月豪雨に係る被災代替家屋等に対する都市計画税の減額）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	130							
		第3項	旧法附則第15条第32項（特定事業所内保育施設）	評価額	－	140				0			
				課税標準額		150				0		－	－
第17改正法附則第4条の規定による改正後の法附則第15条第1項の規定による課税標準の特例額とされる減額		第3項	旧法附則第15条第37項（立地誘導促進施設）（協定有効期間10年以上）	評価額	2/3	160				0			
				課税標準額		170				0			

※「課税標準の特例率（わがまち特例）(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分 ＼ 地目等			特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地 (千円)	(2) 宅地等 その他 (千円)	(3) 農地 (千円)	(4) 土地計 (千円)	(5) 家屋 (千円)	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例）(A)	(7) 課税標準の特例率（わがまち特例）(B)
第17条附則第1条の規定による改正法令和3年改正法附則第9条の規定による改正法	第2項	旧法附則第15条第20項（都市鉄道利便増進施設）	評価額	2/3	180						
			課税標準額		190						
第18条附則第1条の規定による改正法令和2年改正法	第3項	旧法附則第15条第21項（国立大学校舎）	評価額	1/2	200						
			課税標準額		210						
	第5項	旧法附則第15条第40項（認定誘導事業）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	評価額	−	220						
			課税標準額		230					−	−
第18条附則第1条の規定による改正法平成26年改正法附則第67条	第2項	旧法附則第15条第20項（スーパー中枢港湾）	評価額	1/2	240						
			課税標準額		250						
第18条附則第1条の規定による改正法平成23年改正法附則第9条の規定による改正法	第4項	旧法第349条の３第31項（社会保険診療報酬支払基金）	評価額	1/3	260						
			課税標準額		270						
	第5項	旧法第349条の３第32項（自動車安全運転センター）	評価額	1/3	280						
			課税標準額		290						
	第6項	旧法第349条の３第33項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）	評価額	1/2	300						
			課税標準額		310						
	第10項	旧法附則第15条第35項（指定特定重要港湾に係る港湾施設）	評価額	1/2	320						
			課税標準額		330						
第14条附則第22条の規定による改正法平成22年改正法	第4項	旧法附則第15条第36項（PFI公共荷さばき施設）	評価額	1/2	340						
			課税標準額		350						
	第5項	旧法附則第15条第37項（PFI一般廃棄物処理施設）	評価額	1/2	360						
			課税標準額		370						

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等				特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地 (千円)	(2) 宅地等 その他 (千円)	(3) 農地 (千円)	(4) 土地計 (千円)	(5) 家屋 (千円)	(6) 課税標準の特例率(A) (わがまち特例)	(7) 課税標準の特例率(B) (わがまち特例)
											(A)	(B)
改正法附則第16条（平成20年改正法の規定によるもの）	第2項	旧法第349条の３第25項（日本電気計器検定所）	評価額	1/2	380	12	22	32	42	52	62	64
			課税標準額		390							
		旧法第349条の３第26項（日本消防検定協会）	評価額	1/2	400							
			課税標準額		410							
		旧法第349条の３第27項（小型船舶検査機構）	評価額	1/2	420							
			課税標準額		430							
		旧法第349条の３第28項（軽自動車検査協会）	評価額	1/2	440							
			課税標準額		450							
改正法附則第17条（平成17年改正法の規定によるもの）第10条	第4項	旧法第349条の３第39項（社会保険診療報酬支払基金）	評価額	1/6	460							
			課税標準額		470							
	第5項	旧法第349条の３第40項（自動車安全運転センター）	評価額	1/6	480							
			課税標準額		490							
改正法附則第18条（平成15年改正法の規定によるもの）	第3項	旧法第349条の３第28項（日本電気計器検定所）	評価額	1/3	500							
			課税標準額		510							
		旧法第349条の３第29項（日本消防検定協会）	評価額	1/3	520							
			課税標準額		530							
		旧法第349条の３第30項（小型船舶検査機構）	評価額	1/3	540							
			課税標準額		550							
		旧法第349条の３第31項（軽自動車検査協会）	評価額	1/3	560							
			課税標準額		570							
改正法附則第21条第13項（平成15年改正法の規定によるもの）		旧法附則第15条第19項（指定法人等大規模外貿埠頭）	評価額	1/2	580				0			
			課税標準額		590				0			

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等				特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地 (千円)	(2) 宅地等 その他 (千円)	(3) 農地 (千円)	(4) 土地計 (千円)	(5) 家屋 (千円)	(6) 課税標準の特例率(A)（わがまち特例）	(7) 課税標準の特例率(B)
											(A)	(B)
平成7年改正法附則第12条	改正法の規定によるもの 第3項	旧法第349条の3第27項（農業・生物系特定産業事業研究機構）	評価額	1/3	600							
			課税標準額		610							
			評価額	1/6	620							
			課税標準額		630							
		旧法第349条の3第30項（日本電気計器検定所）	評価額	1/6	640							
			課税標準額		650							
		旧法第349条の3第31項（日本消防検定協会）	評価額	1/6	660							
			課税標準額		670							
		旧法第349条の3第32項（小型船舶検査機構）	評価額	1/6	680							
			課税標準額		690							
		旧法第349条の3第33項（軽自動車検査協会）	評価額	1/6	700							
			課税標準額		710							
合計			評価額		720	0	0	0	0			
			課税標準額		730	0	0	0	0	0		
第条第法 7の2附 項59則		市街化区域農地としての評価額			740				0			
		徴収猶予分に相当する課税標準額			750				0			
第条第法 8の2附 項59則		市街化区域農地としての評価額			760				0			
		徴収猶予分に相当する課税標準額			770				0			
第条第法 項1の2附 659則		市街化区域農地としての評価額			780				0			
		減額分に相当する課税標準額			790				0			
第条第法 項1の2附 759則		市街化区域農地としての評価額			800				0			
		減額分に相当する課税標準額			810				0			

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等		特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地 (千円)	(2) 宅地等 その他 (千円)	(3) 農地 (千円)	(4) 土地計 (千円)	(5) 家屋 (千円)	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例）(A)	(7) 課税標準の特例率（わがまち特例）(B)
			9	12	22	32	42	52	62	64 65
法附則第15条第63項第1号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置（法附則第15条第63項第2号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置及び法附則第15条第63項第3号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置に係る土地以外の土地）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	820				0			
法附則第15条第63項第2号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置（法附則第15条第63項第3号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置に係る土地以外の土地）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	830				0			
法附則第15条第63項第3号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置（法附則第15条第63項第4号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置に係る土地以外の土地）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	840				0			
法附則第15条第63項第4号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置（法附則第15条第63項第5号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置に係る土地以外の土地）	減額分に相当する課税標準額		850				0			
法附則第15条第63項第5号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置（法附則第15条第63項第6号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置に係る土地以外の土地）	減額分に相当する課税標準額		860				0			
法附則第15条第63項第6号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置（法附則第15条第63項第7号に掲げる土地に係る課税標準の特例措置に係る土地以外の土地）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	870							
		1/3減額	880							

地方公共団体コード						表番号	
1						7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表　課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分 ＼ 地目等				特例率	行番号	(1) 宅地等 宅地 (千円)	(2) 宅地等 その他 (千円)	(3) 農地 (千円)	(4) 土地計 (千円)	(5) 家屋 (千円)	(6) 課税標準の特例率（わがまち特例）(A)	(7) 課税標準の特例率（わがまち特例）(B)
法附則第15条第12項第6号（一般住宅用地の特例措置）		減額分に相当する課税標準額			890	12	22	32	42 0	52	62	64 65
法附則第15条第13項第5号（一般住宅用地の特例措置）		減額分に相当する課税標準額		1/2減額	900							
				1/3減額	910							
改正法附則第17条の規定によるもの 令和8年改正法附則第17条	第6・7項	旧法附則第56条第10項（東日本大震災による被災代替住宅用地に係る特例措置）（令和８年改正法附則第17条第６項により対象となった被災代替住宅用地を含む）	減額分に相当する課税標準額		920				0			
	第8・9項	旧法附則第56条第11項（東日本大震災による被災代替家屋に係る特例措置）（令和８年改正法附則第17条第８項により対象となった被災代替住宅用地を含む）	減額分に相当する課税標準額	1/2減額	930							
				1/3減額	940							

地方公共団体コード						表番号			
1	1	0	3	4	5	4	5	9	8

第59表　宅地等の負担調整に関する調
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地	小規模住宅用地（個人）	負担水準1.0以上	010					
		負担水準0.95以上1.0未満	020					
		負担水準0.9以上0.95未満	030					
		負担水準0.85以上0.9未満	040					
		負担水準0.8以上0.85未満	050					
		負担水準0.75以上0.8未満	060					
		負担水準0.7以上0.75未満	070					
		負担水準0.65以上0.7未満	080					
		負担水準0.6以上0.65未満	090					
		負担水準0.55以上0.6未満	100					
		負担水準0.5以上0.55未満	110					
		負担水準0.45以上0.5未満	120					
		負担水準0.4以上0.45未満	130					
		負担水準0.35以上0.4未満	140					
		負担水準0.3以上0.35未満	150					
		負担水準0.25以上0.3未満	160					
		負担水準0.2以上0.25未満	170					
		負担水準0.15以上0.2未満	180					
		負担水準0.1以上0.15未満	190					
		負担水準0.05以上0.1未満	200					
		負担水準0.05未満	210					
		計	220	0	0	0	0	0
	小規模住宅用地（法人）	負担水準1.0以上	230					
		負担水準0.95以上1.0未満	240					
		負担水準0.9以上0.95未満	250					
		負担水準0.85以上0.9未満	260					
		負担水準0.8以上0.85未満	270					
		負担水準0.75以上0.8未満	280					
		負担水準0.7以上0.75未満	290					
		負担水準0.65以上0.7未満	300					
		負担水準0.6以上0.65未満	310					
		負担水準0.55以上0.6未満	320					
		負担水準0.5以上0.55未満	330					
		負担水準0.45以上0.5未満	340					
		負担水準0.4以上0.45未満	350					
		負担水準0.35以上0.4未満	360					
		負担水準0.3以上0.35未満	370					
		負担水準0.25以上0.3未満	380					
		負担水準0.2以上0.25未満	390					
		負担水準0.15以上0.2未満	400					
		負担水準0.1以上0.15未満	410					
		負担水準0.05以上0.1未満	420					
		負担水準0.05未満	430					
		計	440	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	5	9

第59表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地	一般住宅用地（個人）	負担水準1.0以上	450	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	460					
		負担水準0.9以上0.95未満	470					
		負担水準0.85以上0.9未満	480					
		負担水準0.8以上0.85未満	490					
		負担水準0.75以上0.8未満	500					
		負担水準0.7以上0.75未満	510					
		負担水準0.65以上0.7未満	520					
		負担水準0.6以上0.65未満	530					
		負担水準0.55以上0.6未満	540					
		負担水準0.5以上0.55未満	550					
		負担水準0.45以上0.5未満	560					
		負担水準0.4以上0.45未満	570					
		負担水準0.35以上0.4未満	580					
		負担水準0.3以上0.35未満	590					
		負担水準0.25以上0.3未満	600					
		負担水準0.2以上0.25未満	610					
		負担水準0.15以上0.2未満	620					
		負担水準0.1以上0.15未満	630					
		負担水準0.05以上0.1未満	640					
		負担水準0.05未満	650					
		計	660	0	0	に 0	ぬ 0	0
	一般住宅用地（法人）	負担水準1.0以上	670					
		負担水準0.95以上1.0未満	680					
		負担水準0.9以上0.95未満	690					
		負担水準0.85以上0.9未満	700					
		負担水準0.8以上0.85未満	710					
		負担水準0.75以上0.8未満	720					
		負担水準0.7以上0.75未満	730					
		負担水準0.65以上0.7未満	740					
		負担水準0.6以上0.65未満	750					
		負担水準0.55以上0.6未満	760					
		負担水準0.5以上0.55未満	770					
		負担水準0.45以上0.5未満	780					
		負担水準0.4以上0.45未満	790					
		負担水準0.35以上0.4未満	800					
		負担水準0.3以上0.35未満	810					
		負担水準0.25以上0.3未満	820					
		負担水準0.2以上0.25未満	830					
		負担水準0.15以上0.2未満	840					
		負担水準0.1以上0.15未満	850					
		負担水準0.05以上0.1未満	860					
		負担水準0.05未満	870					
		計	880	0	0	ね 0	の 0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地	商業地等（非住宅用地・個人）	負担水準0.7超	9 010	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.65以上0.7以下	020					
		負担水準0.6以上0.65未満	030					
		負担水準0.55以上0.6未満	040					
		負担水準0.5以上0.55未満	050					
		負担水準0.45以上0.5未満	060					
		負担水準0.4以上0.45未満	070					
		負担水準0.35以上0.4未満	080					
		負担水準0.3以上0.35未満	090					
		負担水準0.25以上0.3未満	100					
		負担水準0.2以上0.25未満	110					
		負担水準0.15以上0.2未満	120					
		負担水準0.1以上0.15未満	130					
		負担水準0.05以上0.1未満	140					
		負担水準0.05未満	150					
		計	160	0	0	は 0	ひ 0	0
	商業地等（非住宅用地・法人）	負担水準0.7超	170					
		負担水準0.65以上0.7以下	180					
		負担水準0.6以上0.65未満	190					
		負担水準0.55以上0.6未満	200					
		負担水準0.5以上0.55未満	210					
		負担水準0.45以上0.5未満	220					
		負担水準0.4以上0.45未満	230					
		負担水準0.35以上0.4未満	240					
		負担水準0.3以上0.35未満	250					
		負担水準0.25以上0.3未満	260					
		負担水準0.2以上0.25未満	270					
		負担水準0.15以上0.2未満	280					
		負担水準0.1以上0.15未満	290					
		負担水準0.05以上0.1未満	300					
		負担水準0.05未満	310					
		計	320	0	0	ふ 0	ほ 0	0
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地（再掲）			330					
160行及び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地（再掲）			340					

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	6 0

第60表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地（負担水準0.6〜0.7）	商業地等（非住宅用地・個人）	負担水準0.70	350	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.69以上0.70未満	360					
		負担水準0.68以上0.69未満	370					
		負担水準0.67以上0.68未満	380					
		負担水準0.66以上0.67未満	390					
		負担水準0.65以上0.66未満	400					
		負担水準0.64以上0.65未満	410					
		負担水準0.63以上0.64未満	420					
		負担水準0.62以上0.63未満	430					
		負担水準0.61以上0.62未満	440					
		負担水準0.60超0.61未満	450					
		負担水準0.60	460					
		計	470	0	0	0	0	0
	商業地等（非住宅用地・法人）	負担水準0.70	480					
		負担水準0.69以上0.70未満	490					
		負担水準0.68以上0.69未満	500					
		負担水準0.67以上0.68未満	510					
		負担水準0.66以上0.67未満	520					
		負担水準0.65以上0.66未満	530					
		負担水準0.64以上0.65未満	540					
		負担水準0.63以上0.64未満	550					
		負担水準0.62以上0.63未満	560					
		負担水準0.61以上0.62未満	570					
		負担水準0.60超0.61未満	580					
		負担水準0.60	590					
		計	600	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地（負担水準0.45～0.60）	商業地等（非住宅用地・個人）	負担水準0.59以上0.60未満	9 6 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.58以上0.59未満	6 2 0					
		負担水準0.57以上0.58未満	6 3 0					
		負担水準0.56以上0.57未満	6 4 0					
		負担水準0.55以上0.56未満	6 5 0					
		負担水準0.54以上0.55未満	6 6 0					
		負担水準0.53以上0.54未満	6 7 0					
		負担水準0.52以上0.53未満	6 8 0					
		負担水準0.51以上0.52未満	6 9 0					
		負担水準0.50以上0.51未満	7 0 0					
		負担水準0.49以上0.50未満	7 1 0					
		負担水準0.48以上0.49未満	7 2 0					
		負担水準0.47以上0.48未満	7 3 0					
		負担水準0.46以上0.47未満	7 4 0					
		負担水準0.45超0.46未満	7 5 0					
		負担水準0.45	7 6 0					
		計	7 7 0	0	0	0	0	0
	商業地等（非住宅用地・法人）	負担水準0.59以上0.60未満	7 8 0					
		負担水準0.58以上0.59未満	7 9 0					
		負担水準0.57以上0.58未満	8 0 0					
		負担水準0.56以上0.57未満	8 1 0					
		負担水準0.55以上0.56未満	8 2 0					
		負担水準0.54以上0.55未満	8 3 0					
		負担水準0.53以上0.54未満	8 4 0					
		負担水準0.52以上0.53未満	8 5 0					
		負担水準0.51以上0.52未満	8 6 0					
		負担水準0.50以上0.51未満	8 7 0					
		負担水準0.49以上0.50未満	8 8 0					
		負担水準0.48以上0.49未満	8 9 0					
		負担水準0.47以上0.48未満	9 0 0					
		負担水準0.46以上0.47未満	9 1 0					
		負担水準0.45超0.46未満	9 2 0					
		負担水準0.45	9 3 0					
		計	9 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 1 8

第61表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地計		本則による課税がなされたもの（負担水準1.0以上）	9 010	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80 0
		引き下げ（負担水準0.7超）による課税がなされたもの	020	0	0	0	0	0
		住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	030	0	0	0	0	0
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	040	0	0	0	0	0
		負担水準0.2未満	050	0	0	0	0	0
		計	060	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
その他	宅地比準土地（個人）	負担水準0.7超	070					
		負担水準0.65以上0.7以下	080					
		負担水準0.6以上0.65未満	090					
		負担水準0.55以上0.6未満	100					
		負担水準0.5以上0.55未満	110					
		負担水準0.45以上0.5未満	120					
		負担水準0.4以上0.45未満	130					
		負担水準0.35以上0.4未満	140					
		負担水準0.3以上0.35未満	150					
		負担水準0.25以上0.3未満	160					
		負担水準0.2以上0.25未満	170					
		負担水準0.15以上0.2未満	180					
		負担水準0.1以上0.15未満	190					
		負担水準0.05以上0.1未満	200					
		負担水準0.05未満	210					
		計	220	0	0	0	0	0
	宅地比準土地（法人）	負担水準0.7超	230					
		負担水準0.65以上0.7以下	240					
		負担水準0.6以上0.65未満	250					
		負担水準0.55以上0.6未満	260					
		負担水準0.5以上0.55未満	270					
		負担水準0.45以上0.5未満	280					
		負担水準0.4以上0.45未満	290					
		負担水準0.35以上0.4未満	300					
		負担水準0.3以上0.35未満	310					
		負担水準0.25以上0.3未満	320					
		負担水準0.2以上0.25未満	330					
		負担水準0.15以上0.2未満	340					
		負担水準0.1以上0.15未満	350					
		負担水準0.05以上0.1未満	360					
		負担水準0.05未満	370					
		計	380	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 6	1 8

第61表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
宅地以外の土地	比準土地	負担水準1.0以上	390	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	400					
		負担水準0.9以上0.95未満	410					
		負担水準0.85以上0.9未満	420					
		負担水準0.8以上0.85未満	430					
		負担水準0.75以上0.8未満	440					
		負担水準0.7以上0.75未満	450					
		負担水準0.65以上0.7未満	460					
		負担水準0.6以上0.65未満	470					
		負担水準0.55以上0.6未満	480					
		負担水準0.5以上0.55未満	490					
		負担水準0.45以上0.5未満	500					
		負担水準0.4以上0.45未満	510					
		負担水準0.35以上0.4未満	520					
		負担水準0.3以上0.35未満	530					
		負担水準0.25以上0.3未満	540					
		負担水準0.2以上0.25未満	550					
		負担水準0.15以上0.2未満	560					
		負担水準0.1以上0.15未満	570					
		負担水準0.05以上0.1未満	580					
		負担水準0.05未満	590					
		計	600	0	0	0	0	0
合計		本則による課税がなされたもの（負担水準1.0以上）	610	0	0	0	0	0
		引き下げ（負担水準0.7超）による課税がなされたもの	620	0	0	0	0	0
		住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	630	0	0	0	0	0
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	640	0	0	0	0	0
		負担水準0.2未満	650	0	0	0	0	0
		計	660	0	も 0	0	0	や 0

地方公共団体コード						表番号	
1	1	0	3	4	5	4	7 6 1 8

第61表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
その他（負担水準0.6～0.7）	宅地比準土地（個人）	負担水準0.70	9 6 7 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.69以上0.70未満	6 8 0					
		負担水準0.68以上0.69未満	6 9 0					
		負担水準0.67以上0.68未満	7 0 0					
		負担水準0.66以上0.67未満	7 1 0					
		負担水準0.65以上0.66未満	7 2 0					
		負担水準0.64以上0.65未満	7 3 0					
		負担水準0.63以上0.64未満	7 4 0					
		負担水準0.62以上0.63未満	7 5 0					
		負担水準0.61以上0.62未満	7 6 0					
		負担水準0.60超0.61未満	7 7 0					
		負担水準0.60	7 8 0					
		計	7 9 0	0	0	0	0	0
	宅地比準土地（法人）	負担水準0.70	8 0 0					
		負担水準0.69以上0.70未満	8 1 0					
		負担水準0.68以上0.69未満	8 2 0					
		負担水準0.67以上0.68未満	8 3 0					
		負担水準0.66以上0.67未満	8 4 0					
		負担水準0.65以上0.66未満	8 5 0					
		負担水準0.64以上0.65未満	8 6 0					
		負担水準0.63以上0.64未満	8 7 0					
		負担水準0.62以上0.63未満	8 8 0					
		負担水準0.61以上0.62未満	8 9 0					
		負担水準0.60超0.61未満	9 0 0					
		負担水準0.60	9 1 0					
		計	9 2 0	0	0	0	0	0

第61表670行から第61表720行は第61表080行の、第61表730行から第61表780行は第61表090行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表　宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
その他（負担水準0.45～0.60）	宅地比準土地（個人）	負担水準0.59以上0.60未満	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.58以上0.59未満	0 2 0					
		負担水準0.57以上0.58未満	0 3 0					
		負担水準0.56以上0.57未満	0 4 0					
		負担水準0.55以上0.56未満	0 5 0					
		負担水準0.54以上0.55未満	0 6 0					
		負担水準0.53以上0.54未満	0 7 0					
		負担水準0.52以上0.53未満	0 8 0					
		負担水準0.51以上0.52未満	0 9 0					
		負担水準0.50以上0.51未満	1 0 0					
		負担水準0.49以上0.50未満	1 1 0					
		負担水準0.48以上0.49未満	1 2 0					
		負担水準0.47以上0.48未満	1 3 0					
		負担水準0.46以上0.47未満	1 4 0					
		負担水準0.45超0.46未満	1 5 0					
		負担水準0.45	1 6 0					
		計	1 7 0	0	0	0	0	0
	宅地比準土地（法人）	負担水準0.59以上0.60未満	1 8 0					
		負担水準0.58以上0.59未満	1 9 0					
		負担水準0.57以上0.58未満	2 0 0					
		負担水準0.56以上0.57未満	2 1 0					
		負担水準0.55以上0.56未満	2 2 0					
		負担水準0.54以上0.55未満	2 3 0					
		負担水準0.53以上0.54未満	2 4 0					
		負担水準0.52以上0.53未満	2 5 0					
		負担水準0.51以上0.52未満	2 6 0					
		負担水準0.50以上0.51未満	2 7 0					
		負担水準0.49以上0.50未満	2 8 0					
		負担水準0.48以上0.49未満	2 9 0					
		負担水準0.47以上0.48未満	3 0 0					
		負担水準0.46以上0.47未満	3 1 0					
		負担水準0.45超0.46未満	3 2 0					
		負担水準0.45	3 3 0					
		計	3 4 0	0	0	0	0	0

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表260行の、第62表230行から第62表270行は第61表270行の、第62表280行から第62表330行は第61表280行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード						表番号			
1	1	0	3	4	5	4	6	3	8

第63表　農地の負担調整に関する調
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）	
一般市街化区域農地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの		9 0 1 0	12	24	39	54	69 80	
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
			負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
			負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	2 1 0					
	計			2 2 0	ゆ 0	よ 0	ら 0	り 0	る 0
介在農地	本則による課税がなされたもの			2 3 0					
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
			負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
			負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
			負担水準0.05未満	4 3 0					
	計			4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	6	3

第63表　農地の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名　群馬県

市町村名　吉岡町

区分			行番号	(1) 納税義務者（人）	(2) 地積（千㎡）	(3) 決定価格（千円）	(4) 課税標準額（千円）	(5) 筆数（筆）
			9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
一般農地	本則による課税がなされたもの		4 5 0					
	上記以外 負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	上記以外 負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	上記以外 負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
	計		6 6 0	0	0	0	0	0
合計	本則による課税がなされたもの		6 7 0	0	0	0	0	0
	上記以外 負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0	0
	上記以外 負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	0
	上記以外 負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	0
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0	0
	計		8 8 0	0	れ 0	ろ 0	わ 0	を 0